西中国信用金庫

〈みやび定期預金〉商品概要説明書

令和 ７年 ４月 １日現在

1. 商 品 名		・みやび定期預金
2. 販売対象		・当金庫で公的年金（国民､厚生､船員､共済等）の振込指定をされている方 ・当金庫で労災年金の振込指定をされている方 ・当金庫に預入と同時に、新規に年金受取手続きをされた方
3. 期　　間		・定型方式　…　１年、２年、３年 ・自動継続式（元金継続）
4. 預　　入		
	預入方法	・一括預入
	預入金額	・1 人当り１，５００万円迄
	預入単位	・１０，０００円以上１円単位
5. 払戻方法		・満期日以後に一括してお支払いします。
6. 利　　息		
	適　用　利　率	・固定金利 （預入時の店頭表示のそれぞれの期間に応じた定期預金の利率を基準金利とし、以下の金利を上乗せした約定金利を満期日まで適用します。） 基準金利＋０．０２％
	計　算　方　法	・付利単位を１円とし、１年を３６５日とする日割計算
	利払方法・時期	・預入期間２年未満のものは満期日以後に一括してお支払いします。 ・定型方式で、預入期間２年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の１年前の応答日までの間に到来する預入日の１年毎の応答日）以後および満期日以後に分割してお支払いします。 ・中間利払日にお支払する利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数により次の利率（小数点第４位以下は切り捨てます）で計算した中間払利息をお支払いします。 期間２年以上３年未満のものについては１年目に約定利率の７０％ 期間３年ものについては１年目・２年目に約定利率の７０％
7. 税　　金		・利息には２０％（国税１５％、地方税５％）の税金がかかります。 ※平成２５年１月１日から令和１９年１２月３１日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。
8. 付加できる特約事項		・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保定期預金に組み入れることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に０．５％上乗せした利率）。 ・マル優の適用を受けられる方は、３５０万円までマル優でのお取扱いができます。

9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約される場合には、次にあげた以下の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 定期預金　期限前解約利率(小数点第４位以下は切り捨て、下記の計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率とします。) ①預入日の１ヵ月後の応答日から預入日の３年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 Ａ　６ヶ月未満　解約日における普通預金利率 Ｂ　６ヶ月以上１年未満　約定利率×５０％ Ｃ　１年以上３年未満　約定利率×７０％ ②預入日の３年後の応答日を満期日としたこの預金の場合 Ａ　６ヶ月未満　解約日における普通預金利率 Ｂ　６ヶ月以上２年未満　約定利率×１０％ Ｃ　２年以上３年未満　約定利率×３０％
10. 金利情報の入手方法	・窓口へご照会下さい。
11. 取扱期間	・令和７年４月１日より令和８年３月３１日まで
12.苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9 時～17 時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 　なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・取扱いは、年金振込指定の店舗のみとさせていただきます。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険制度に基づき元本１，０００万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して１，０００万円までとその利息が保護されます。)